

貝塚市立自然遊学館基本的運営方針

1 貝塚市立自然遊学館設置の目的

市民のふるさとへの思いを自然とのふれあいを通じて深め、郷土愛を育むため、貝塚市の自然に対する理解を促進するとともに、遊びのなかで自然を学ぶ。

2 基本的運営方針

貝塚市立自然遊学館は、貝塚の自然を中心に展示し学習できる施設として平成5年に開館した。令和5年2月15日、大阪府教育委員会より博物館法（昭和25年285号）第10条の規定により博物館として登録された。

生涯学習や学校教育の多様なニーズに応える博物館であるとともに、事業の総合的・計画的な推進を図るため、以下のとおり、貝塚市立自然遊学館基本的運営方針を策定する。

(1) 貝塚の調査研究を大切にする博物館（調査研究）

貝塚の自然を中心にしたフィールドワークを重視し、総合的・広域的な視野に立って、国内の博物館、教育機関、研究機関等と連携し情報交換を行いながら、調査研究を進めていく。その成果は研究報告や生物・調査速報にまとめ、展示等の情報発信や展示普及活動に生かす。

(2) 自然環境の保全に寄与する博物館（収集・保存）

一次資料（実物資料）に加え、二次資料（複製物等）についても、地域の人々の参加と協力の下で、体系的・継続的に収集する。

収集した資料及び未整理資料については、必要に応じて科学的な保存処理を行い、分類整理して保存するとともにデータベース化し、資料に関する情報を広く提供する。

(3) 展示を通して貝塚の自然を知り、興味が高まる博物館（展示）

常設展示は「貝塚の自然」を主題に、幅広い層の市民に対して興味と学ぶ意欲を高めるため、収蔵資料の展示替えを積極的に行いながら、実物資料、映像資料、模型などを活用した分かりやすい展示を行う。

特別展示は、資料収集や調査研究の成果をまとめた独自の企画展を開催するほか、他の関係機関と共催で行う企画展や巡回展なども積極的に開催する。

(4) 遊びを通して学べる博物館（教育普及）

幅広い年齢層の人々が、楽しく自由に学べる自然体験・観察行事・講座等を開催する。また、貝塚の貴重な自然を保護し守っていくための意識の醸成に努める。

(5) 貝塚の自然に関する情報を広く発信する博物館（情報発信）

博物館活動を充実させるため、インターネットを利用した情報発信機能を強化し利用促進をめざす。また、来館が困難な人の利用についても配慮した情報提供を行う。

(6) 安全を常に意識し運営する博物館（安全管理）

安全計画を作成し、展示や屋外行事では来館者や参加者の安全を第一に運営・実施するとともに、定期的に確認し見直しを図る。